

北海道告示第10780号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年5月8日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 省エネルギー設備導入計画等作成支援事業「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人 (2) 複数の(1)に掲げる者による共同体</p>	<p>産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギーの導入を前提とした設備の設計、当該設計に要する調査及び導入可能性調査を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 備品購入費 (4) 使用料及び賃借料 (5) 印刷製本費 (6) 消耗品費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		